

要望事項回答

★【1】自治体の基本的あり方について

No.	要望内容	回答
①	憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	[広域] 今度とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。
②	各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。	国への要望に関しましては、国の動向を見ながら検討してまいります。また、市単独による施策の継続実施に関しましては、昨今社会経済の変化が著しく、先の見通しが不透明な中において、限られた財源を有効に配分することが今後ますます求められますので、今まで以上に市民ニーズや総合計画に沿った順位付けに基づいて、施策を実施してまいります。
③	税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。	行政サービスの制限は、各補助金等の交付要綱等で規定しています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①	低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	[広域] 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しています。保険料低所得段階が、第1～3段階の方で、所得の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としています。
★②	低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	[広域] 同上
③	訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。	[広域] 国の通知に基づき、サービスの可否を判断する際に、一律的な判断をしないよう事業所に対して通知するなどしており、現行の対応で十分と考えています。「院内介助制限」など厚生労働省通知に反するサービス制限を止め、事業所に周知することについては、考えていません。
★④	特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	[広域] 知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤緊急整備等特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も行われる予定です。
★⑤	介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	[広域] 第4期事業計画の施行に伴い、国の方で介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付されています。研修につきましては、研修支援事業が行われています。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	[市]対象者の状態に応じて、安否確認及び栄養補給を兼ね、毎日夕食を配達しています。料金の変更はしていません。会食(ふれあい)方式は、地区民生委員協議会で年に数回実施しています。
---	---	--

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア	ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	[市]毎年9～10月にかけて、民生委員の協力を得て、65歳以上の方だけで構成するひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の把握に努めています。また、安否確認を兼ねた事業も実施しています。
イ	高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	[市]現在ふれあいバスを運行しています。70歳以上の方には、市巡回バスが無料で乗ることのできる「ふれあいバス70」を交付しています。身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は無料で乗車できます。
ウ	宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	[市]高齢者が気軽に集うことのできる集いの場(ふれあいサロン)の初期活動に要する費用への補助をしています。
エ	高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	既存の市営住宅のバリアフリー化は順次進めています。

★(3) 障がい者控除の認定について

①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①	後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	後期高齢者医療の被保険者の方は、前年の所得に応じて、窓口での負担割合や、一ヶ月の自己負担限度額が変わります。非課税世帯の方は、課税世帯の方に比べて低い自己負担額になっていますので、後期高齢者福祉医療費対象者の拡大予定はありません。
②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。	資格証明書については現在、発行していません。また、将来も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、発行については慎重に判断する予定です。
③	後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。	65歳以上の方の障害者医療費助成については、県内統一で適用していません。大府市独自の適用は考えていません。

3. 子育て支援について

★①	18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。	平成19年10月より子ども医療対象者を中学校卒業まで拡大していますが、今のところこれ以上の拡大予定はありません。
★②	妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。	既にご要望の内容のとおり実施しています。
③	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。	現在のところ基準額につきましては、変更する予定はありません。現在も就学援助の申請につきましては学校だけでなく教育委員会の窓口でも対応をしています。
④	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校給食法・同施行令に基づき、保護者に負担をいただいています。現在のところ学校給食費についての無償化は考えていません。

4. 国保の改善について

★①	国民健康保険制度の広域化に反対してください。	国民健康保険を安定的に持続するためには、広域化が不可欠と考えています。
----	------------------------	-------------------------------------

★②保険料(税)について

ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	一般会計からの繰り入れを適正に見込んだ上で、平成20年度、平成22年度に保険税の改定を行いました。ますます厳しい財政状況のため、保険財政に余裕はありませんが、厳しい雇用情勢を踏まえ、非自発的失業者への軽減制度を創設しました。
イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という制度があります。そのため、所得割、資産割、均等割、平等割の負担をしていただいています。現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはありません。
ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはありません。なお、軽減制度がありますので、申し添えます。
エ	所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	現在、国民健康保険税の減免制度について、さらに拡充する考えはありません。なお、軽減制度がありますので、申し添えます。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	国民健康保険は、被保険者間で国民健康保険税を負担していただき、公平性、公正性を保ち運営がなされています。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図るひとつの方法です。また、子ども、母子家庭等、心身障害者、精神障害者の医療費助成の対象者や18歳年度末までの子どもには、資格証を交付しません。なお、資格証明書の発行実績はありません。
イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。	給付制限はしておりません。
ウ	保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	有効期間6月以内の保険証を交付しています。
エ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	国民健康保険税の納税に関しましては、本人との納税相談や申出による分割納税などの方法を取り入れています。したがって、加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえは行っていません。また、国民健康保険の加入は、世帯主の届出によりますし、いずれの健康保険に加入しているかの把握はできませんので、ご理解をお願いします。
④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	生活保護基準額の1.2倍を超え1.3倍以下の世帯に対しては、徴収猶予となっております。現在、一部負担金の減免制度について、さらに拡充する考えはございません。また、毎年、広報の国民健康保険特集号にて、周知を図っています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア	自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。	障がい者を対象とした「心身障害者医療」「精神障害者通院医療」「精神障害者入院医療」の助成制度を設け、医療費の自己負担額を助成しています。
イ	利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。	国の定めた認定基準に合わせ、18歳以上は本人と配偶者のみの収入を認定基準としています。市独自に個人単位で収入認定する考えはありません。
ウ	移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。	障がい福祉計画のサービス支給見込量を達成できるよう、予算確保に努めます。
エ	施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。	食費は、加算又は補足給付による軽減制度が適用されています。水光熱費の負担軽減は考えていません。
オ	実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。	認定調査と審査会での審査を適正に行い、公正な区分認定に努めています。
②	ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。	平成23年度より、現在建設中の仮称ふれあい支援センターにて障がい児者の日中の支援を行う予定です。

6. 健診事業について

★①	<p>特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	<p>特定健診について対象者の方には無料で実施しています。歯周疾患検診については35歳から70歳までの5歳刻みの方について無料で実施しています。がん検診に関しましては、一部自己負担をいただいておりますが、医療機関での実施と比べると、「安い」とのご意見もいただいているため、今のところ現状維持を考えています。 大府市医師団とも協議の上、22年度から特定健診が一部市内医療機関で実施できるようになりました。また子宮がん検診は市内産婦人科のご協力が得られ、個別実施も可能となっております。また乳がん検診についても、中京サテライト、半田市医師会健康管理センターでの個別実施が可能となりました。</p>
②	<p>40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>保健センター、公民館等で実施している健診会場で39歳以下の方も無料で受診をしていただいております。</p>

7. 予防接種について

★①	<p>ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。</p>	<p>任意予防接種の公費助成については、現在のところ未定です。</p>
②	<p>上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。</p>	<p>適宜、県、国に要望していきたいと思っております。</p>

8. 生活保護について

★①	<p>憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>生活保護は年金、手当、雇用給付等の社会保障給付が利用できる場合、預貯金、生命保険等がある場合、生活保護に優先して活用していただきますが、申請権の侵害にならないよう留意しています。また生活保護が必要な人には早急に支給するようにしています。</p>
②	<p>就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>22年度で1名の増員がありました。</p>

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①	<p>宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行ってまいります。</p>
---	--	--

②	後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行ってまいります。
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	同上
④	18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	同上
⑤	消費税の引き上げは行わないでください。	同上
⑥	国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。	同上
⑦	障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。	同上
⑧	ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。	同上

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①	後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行ってまいります。
②	後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	同上
③	後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	同上
④	子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	同上
⑤	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	同上

⑥	精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行ってまいります。
⑦	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	同上

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①	愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	大府市議会における陳情書の取扱は、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布します。このたびの陳情書につきましても、12月議会にむけて同様の取扱を行ってまいります。
②	低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	同上
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	同上
④	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	同上